一月一日の紙上

明治廿四年一月一日の時事新報には種々の漫畫を挿入して讀者の笑覽に供すべし

歳末歳首の廣告

歳末歳首の時事新報に廣告御掲載相成度方は可成至急御申込被下度左の期日に後れたる廣告の申込は御依頼に應せざる事あるべし

三十日の紙上に掲くるもの　來る廿八日迄
三十一日同斷　來る廿九日迄
一日同斷　來る三十日迄
二日同斷　來る三十一日迄

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價邊費料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢〇一百月前金五十錢〇三百月前金一圓五十錢〇六百月前金三圓〇一百年前金六圓

〇時事新報社より郵便にて遠送スルモノニ限リ右定價ノ外二一百月十五錢ノ郵送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五百字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行	二付	十二錢	十一錢

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遠送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遠送を差控へ居り候事にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遠送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遠送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日弁に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に隅り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

司法大臣の進退

山田司法大臣が辭表を差出したりとは兩三日來世上に傳ふる所の風說なりしが其風說果して虛ならず昨日の官報に

司法大臣伯爵山田顯義は病痾に依り辭表を奉呈せしに天皇陛下は其辭職を御差止め在せられ精々療養を加へ出仕致すべく且療養中は樞密院議長伯爵大木喬任へ臨時兼任仰付らる〻旨御沙汰あらせられ云々

と記せり是に由て觀れば山田伯の辭職は全く病の爲に外ならずして病氣全快の曉には再び起て事を執るやと云ふに我輩の所見にては辭表奉呈の表面は病の爲と云ふと雖も其原因は必ずしも然らずして昨今の事態より推測すれば先づ以て商法延期の一事に起因するものと云はざるを得ず抑も法典編纂の事は彼の條約改正談と相形影して數年來政府部内に重きを成し殊に山田伯の如きは最も此事に熱心して世論の紛紜にも拘はらず纏々新法を發布し裁判所構成法の如きは既に之を施行して着々進歩の最中に當り商法延期の說端おく議會の多數を制し政府に於ても亦これを容るゝの模樣ありと云ふ果して然るときは既に施行したる裁判所構成法も此所謂く無用に屬するの類にして數年來熱心の結果も殆んど抹殺するものなれば當局者の一身上より考れば誠に面白からぬ始末にて辭職の沙汰も決して無理と云ふ可き故に伯の辭職の原因にして商法延期の事に關係するものとすれば我輩は毫も之を怪しまざるのみならず却て其至當なるを信ずるものにして此事情より推測すれば如何に運命の惡命あるも伯の再び起て事を執るは先づ以て覺束なしと云ざるを得ず

上より考るときは其關係の大なるを見る可し抑も政府と議會とが相爭すれば今回の事は云はゞ議會が勝を制したるものと云はざるを得ず而して當局の大臣が之が爲に辭職とありては益々勝負の色を明にするものにて政府の不利は勿論なれども勝負云々の事は別にして此際に考ふ可き要點は今後斯る場合に當りて政府が議會に對する覺悟の如何に在り政府の意見、議會多數の反對する所とありて當局の大臣が爲めに辭職と云ふの場合は之を西洋立憲國の例にすれば即ち內閣の總辭職と云ふ可き處なれども我政治上の事態は固より彼と同じからざるのみならず今回の事の如きは彼國の例にして左程に重大なる事件とも云ふ可らざれば伯の辭職は尋常一樣の辭職にして議會には毫も關係なき者として政府の都合を以て之を許さんか其外面の如何に拘らず世間公衆の見る所に於ては其辭職は如何なる事情よりするも商法に關係するものとして疑はざるべきが故に今後政府と議會と交渉の事件出來する其度おのに必ず前例を惹出して云々するに至る可し即ち我內閣員は施政上に關し聯帶責任には非ずして獨獨責任の實あるを會心するものなり聯帶と獨獨と孰れが是か非か其議論は第二の事として兎に角に當路の大臣が國會に對して意見の行はれざるを以て地位を去るとあれば假令へ聯帶あらざるも自から責任內閣の先驅を爲すものなれば我輩は我立憲政體發育の爲めに伯の辭職を贊成するものなり左れば此一舉に就て政府の處置は取も直さず政府が議會に對するの慣例を作るものにして其事は小なりと雖も關係の容易あらざる事柄なれば最早や區々たる情實手段は思ひ止まり斷然の處置に出づるみと肝要なる可し或は既を爲して一度び辭表を差出したる上は其決心は容易に屈す可きにあらざれども今日直に之を許して議會に對して政府の體面上、妙あらざる處もあれば之を慰諭して暫く其後に差置き多少時日を猶豫したる上にて不意に更迭の事を行はゞ外面の體裁圓滑なる可しと云ふ者あれども既に去ると決心したるものを强て引留め暫時を猶豫したりとて事實に大なる利益もかかる可し我輩は伯の一身の爲めに斷然の處置を促すものなり

官報

〇第二號備金支出

明治二十三年度第二號備金支出

第二十回

一金五千四百二十二圓四厘

土耳其軍艦遭難救護費

土耳其軍艦遭難ノ節乘組人救護ノ費用ヲ要シ本行ノ金額第二號備金ヨリ支出ノ儲內務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十三日勅裁ヲ得タリ

明治二十三年十二月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

明治二十三年度第二號備金支出

第二十一回

一金六千三百七十九圓七十七錢五厘

福嶋縣外六縣水害地出張旅費

福嶋縣外六縣下本年非常ノ水害ニ罹リ之カ爲メ臨時出張ノ旅費ヲ要シ本行ノ金額第二號備金ヨリ支出ノ儲內務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十三日勅裁ヲ得タリ

明治二十三年十二月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

〇地價修正に對する東北議員の意見　此頃高知縣選出の議員林有造氏が奮議者となり重に關東關西及び西南地方の議員多く之を贊成し衆議院に向て「地價地租特別修正案」なるものを提出したるより東北諸縣より提出されたる議員は其素藁の何たるを問はず率て反對の議論を主張し稍や激昂の光を顯はしたる由にて東北地方の議員は勿論他の有志者も皆處々に集會して同盟を揮撃するの方策に關し頻りに相談を爲し居る趣あるが其間に於て略ぼ議定したる「地價修正に對する意見大要」は左の如くにて爾來之を論據として或は議員より議會に意見案を提出せしめ或は地方人民の注意を喚起し大擧して以て勝を輿論に決せんとするの計畫なりといふ

地價修正に對する意見大要

近時「地價修正論」と稱して世に行はるゝものあり是れ地租輕減の議に伴生したる一說なり其論旨を約すれは左の如し

我國現在の地價は甚だ不平均にして個個區區なり試に各府縣地價一覽表に就き之を觀れば一段歩の地價高きは大十錢圓に上るあり低きは二十二圓に下るあり是を以て地價に準じ賦課する地租も亦平等を得る能はず此年政府特令を發し府縣の地價を修正し免ず其高價なるものを引下げたるは即ち平準を得せしめんが爲めなり然れども猶未だ以て平準を得るを能はず故に帝國議會に於て地租稅率を減ずると同時に地價の高低を正し其平等を得せしむるみを最も急務なりとす乃其方案を分て三類とす

一全國中の地價に就き高きものを引下げ低きものを引上げ其平準を取り然る後に稅率に適分を減ずる事

二全國中地價の最も低きものを引上げ其高きものを平準を得せしむる事

三昨年政府の施行したる地價修正方案に因り尚地價の高きものを引下げ其低きものを平準を得せしむる事

以上三方案は共に其論旨を同くせり今夫れ全國に於て地價最も高きは大坂、兵庫、滋賀、三重、愛知、東京、神奈川、群馬、埼玉、靜岡、和歌山、奈良、香川、山梨の二府十二縣にして其低きは山口、宮城、岩手、秋田、青森、山形、福嶋、新潟、富山、嶋根、石川、茨城、長崎、宮崎、鹿兒嶋、長野、福岡、大分、岐阜、京都の一府十九縣とす殊に山口縣全郡、京都府、岐阜、大分、福岡一府三縣の一部に屬き地價の低廉を見るは是れ曾て地租改正の時土地の丈量石代相場の調査を緩慢に付し且過る十八年地押調査に於て延地あるを發見せしも亦曾て相當の地租を附加せざるに因る故に是等は皆其收穫に割合して地價を修正して可あり又宮崎、秋田、岩手、青森、山形、福嶋、新潟、富山諸縣の如きは地租改正の時に當り未だ交通運輸の便を得ず米價も爲めに低廉あり因て地價低きを致せり今日に至り此諸縣は交通運輸の便大に開け米價も亦騰貴し他の大坂兵庫等の府縣に比し甚しき相違を見ず是を以て近年の石代相場を標準として其地價を修正するを以て相當ありとす

乃ち前の如き修正論に對し其當否を定るに先ち第一に地租輕減と地價修正の二者は全く別問題に屬し之を碍落するは其論決を誤まるの虞あるを知らざる可らず夫れ現在の地租は過重なり之を輕減せざれば民力を休養す可からずと雖も其地價は不平均なり之を修正せざれば誤租の平等を得べからずとは地價修正の論據なり抑も地價不平均なるは之を修正し地租過重なるは之を輕減するは固より論なきのみ然れども地價を修正せざれば地租を輕減するを得ず地租の輕減は地價の修正を待て始めて生ず可しとするが如きの見を持せば是れ誤れるの甚しきものなり

今夫れ地價の比較を一見するときは全國府縣の間に於て其參隔甚しく其不公平あるを免れず之を比較するに是れ皆地租改正の際全國一般に適用したる標準に據り之を算出せしものに因て實際に就き精査するときは其差額を生するもの亦宜べあり、現時の地價は數多の歲月を經し三千七百餘萬圓の巨金を投じて測定せし者なりと雖も固より精確を極めたりとせず然れども其實際に近き者たるは敢て疑を容れざるなり爾來十餘年の星霜を閱し土地に多少の變遷あるに非ざるも亦未だ甚しき不公平を生せざるべし今地價の不公平を論ずる論者果して那く府縣の實際に攝徹するや否やを顧るは先づ以て覺束なしと云ざるを得ず

凡土地の價格を評定するは必ず土地の肥瘠、耕耘の難易を考へ且つ其土地の肥瘠、耕耘の難易を考へ且つ其土地の肥瘠、耕耘の難易に加ふるに運輸の便否及び其他の諸事情を以て之を定むるを得べし然れども其少きの地は地價低きは一般の通例なり

今溫地に據り地價に高低を生ずるは收穫に常非の差異あり甲の收穫は二石六斗乙の收穫は一石六斗人工の費用は此の權衡より計算するときは乙の地に比し甲の地は二倍の損益を生ずるの理なり

(一)季候溫暖及び肥沃の土地は收穫に常非の差異あり甲の收穫は二石六斗乙の收穫は一石六斗人工の費用は此の權衡より計算するときは乙の地に比し甲の地は二倍の損益を生ずるの理なり

(二)地租改正の際定むる所の價額は收穫に基き其地の肥瘠を考へ且つ其土地の肥瘠を考へ且つ其土地の肥瘠、耕耘の難易を考へ且つ其土地の肥瘠、耕耘の難易を考へ且つ其土地の肥瘠、耕耘の難易